

保険の社会的役割

——事故リスクをめぐる社会的効率性対道義性の対立問題に関連して——

中村 貢*

保険の存在は、各個人にかかる不可抗力的偶発事故のリスクを軽減し、そのことを通して一般の社会的厚生に大きく貢献している。反面、人々の行動が保険による保障のためにとかく安易になる結果、社会全体の事故数は保険がない場合に比べて、かえって高まりがちであるという、保険がもつ一種のパラドックスも見逃すわけにはいかない。本稿では、自動車保険などにみられる「過剰診療」問題を、通常の「経済合理的行動」を前提にした市場モデルを使って分析し、併せてモラル・ハザードの問題にも経済学的検討を加えることを通じて、保険のもつ様々な問題性を明らかにすることを試みる。

Social Roll of Insurance

——*Social Efficiency Problems Concerning Accident Costs and Moral Hazard*——

Mitsugu NAKAMURA*

National insurance programs help each individual alleviate the risk of contingency caused by "Acts of God", and, as a result, has greatly contributed to the development of general social welfare. On the other hand, peace of mind gained through insurance coverage is likely to increase the number of accidents caused in society, in comparison with the situation in which there is no insurance system. This is a paradox we can not ignore. Through this document we attempt to disclose various issues inherent in insurance programs by analyzing the excessive service issue of automobile insurance by use of a market model in a proposition of ordinary rational economic activities, and by applying an economic scalpel to the moral hazards issue.

1. 事故リスクの軽減

保険の社会的機能は、直接には、各事故原因者が負担するはずの事故損失額を、事故原因者となる可能性をもった多人数の集団、1つの保険集団によって共同負担させることである。そのことを通じて、さもなければ個別原因者によって負担されるはずの過大な事故損失は、多数個人間に平均化され、個人負担が可能なレベルの1人当り負担額に軽減されるわけである。

それぞれ本来の原因者、即ち損失負担者がいるはずの事故について、このような保険を通じての共同

負担がそれなりの意味をもつためには、問題の事故は、誰にとっても、いつかは不可抗力的に起こり得る、しかも事前に確定的にそれが起こることを予見することが不可能であるような偶然的事象であることが要求される。

1つの保険集団全体としては、現実にかかる事故総数はかなりの数にのぼるにしても、それらの事故損失の総額が、多数の潜在的事故原因者の間で平均化された形で個人負担されるために、最終的に一人一人に帰せられる損失負担分については、そこに統計学上の大数法則が適用できるようになる。結果として、各個人の負担額を表す確率変量の分散は十分小さい値となり、その負担値は時間的にも極めて安定した値を示すようになる。

同様に、大数法則が作用することの帰結として、

* 東京大学教授
Professor, University of Tokyo
原稿受理 昭和60年1月12日

過去の事故統計データに基づいて決められるこの意味の平均負担値相当の個人保険料がプールされたものである総保険料支払額を収入とし、現実にかかる各事故損失額の総和を支出とする保険会社の採算、もしくは保険特別会計は、相応の十分な安定性を期待できることになる。

保険制度の導入が各個人の生活・厚生水準に及ぼす影響は、極めて稀にしか起こらないような大事故がもたらす個人生活へのインパクトを通じて理解することができる。その予想外の大事故は、たまたま運悪くその事故に巻き込まれた当該個人にしてみれば、たとえその事故が客観的にみていかに稀にしか起こらない偶発的であったとしても、それが現実にはわが身に起こった以上、その大事故による損失—補償負担は、もし保険がなかったとすれば、不運なその個人の生活を完全に破局に導くことにもなりかねない。その点、問題の事故損失額、補償額が保険によって完全にカバーされる場合には、その事故損失額は、終局的に、多数の保険加入者によって共同負担されるために、実際に当該個人に帰せられる損失負担分は、事前に保険料の形で支払われている額にほぼ見合うことになる。

事前に然るべき保険に加入し、適正な保険料を負担している限り、個別原因者による事故ごとの損失負担は全く免除され、不運な大事故に遭遇しても、破局には導かれなくて済む。保険の存在は、このような意味で、各個人にかかる不可抗力偶発事故のリスクを軽減し、結果的に、一般の社会的厚生に大きく貢献しているわけである。

保険による「平均化」は、大数法則を通じてもっぱら事故損失の確率的変動部分の性質を変えることによる効果とは別に、もう一つ一種の実質的所得再分配ともみられる効果をもっている。保険制度が利用される場合の各個人の事故負担は、實際上、個人の事故責任の有無から全く切り離され、過去の統計データに基づく推定期待損失額の集団平均値相当分を、「保険料」として事前に支払う形でなされている。

そのために、実際にはより多くの事故を起こす資質をもち、従ってもし保険がなく、個別の事故責任に応じて損失—補償負担が課されるならば、長期的時間平均の意味でも大きな負担を課されるはずの高リスク加入者も、反対により少ない事故しか起こさず、保険がなければ当然相対的により少ない損失負担で済むはずの低リスク加入者も、保険制度のもとでは一律に平均化された均等の個人負担を課されること

になる。

その結果、もともと各個人ごとの事故率特性の違いに応じて差があったはずの各個人の事故損失負担は、保険制度が入ることにより、低リスク加入者が、高リスク加入者を助ける形で、平等化され、その分だけ損失負担後の純所得の平等化、即ち所得再分配がなされることになる。

長期的かつ多数の時間—集団平均の立場で考える限り、われわれの社会経済活動には然るべき大きさの偶発事故損失は付きものである。そして個々的には、全く偶発的に起こるように見える具体的な事故損失も、それを社会全体として統計的に眺めた場合には、それなりの統計的法則性をもって不可避に現れる社会的費用の一部と見ざるを得なくなる。

保険のない状態では、そのときどきの事故原因者による偶然変動負担を余儀なくされる事故損失も、保険を通じて集団平均化され、事前に決められた保険料の形で負担されることによって、事実上偶然性を除き去った、通常の費用項目に転換されることになる。

偶発事故がもたらす社会的費用効果を、このような形で通常の費用項目に転換することによって、事故リスクを含むような経済問題も、一般に使われている経済性もしくは効率性の枠内で論ずることが可能となる。新技術—新製品の実用化プロセスなどでしばしば問題となる経済性とリスクの間の適正バランス問題を解く上では、このような偶発的損失の費用化は、とりわけ重要な意味をもってこよう。

以下では、主に自動車保険の現実を念頭におきながら、保険制度に内在する、いくつかの問題点について少し立ち入った検討を加えてみよう。

2. 保険のパラドックス

偶発事故がもたらす実際上の個人負担は、保険を通じて多数個人間に平均化され、大幅に軽減された安定値をとるようになる。その結果各個人は、事故防御ないし安全対策について、より安易な姿勢をとりがちになり、最終的に、各個人の事故率、そして社会全体の事故数は、保険がない場合に較べてかえって高まってしまう可能性がある。

さらに、最近、自賠責保険の採算悪化原因の1つとして、大きく問題となっている点であるが、事故補償が完全に保険によってカバーされ、個人負担分は事実上ゼロになっていることのために、交通事故障害に対する過剰診療がかなり一般化し、保険収支

全体に大きな影響を与えている可能性もある。医療技術的手段を使って客観的に症状の有無を確認することが困難であるような神経的傷害を中心に、とくに深刻化しているこの過剰診療問題は、自賠責特別会計の急激な採算悪化、大幅な保険料アップを惹き起こすことを通じて、強制加入前提の現在の自賠責保険の運営の在り方自体に根本的反省を求めらるるまでに重大化している。

保険適用の交通傷害について広範囲に過剰診療が起きている可能性は、例えば、保険によって診療代の支払いが全額保障されていることの影響で、現実の交通事故傷害治療は、9割がたは通常の医療保険の適用を避けて、いわゆる「自由診療」の形で、相当割高な診療単価で行われている事実からも、推しはかれよう。

保険の対象となる傷害事故については、自身が原因の交通事故によって第三者に傷害を与え、結果的に損害賠償責任を負った場合と、その事故で自身が傷つき、そのために自ら治療負担を余儀なくされる場合とがあるが、他への損害賠償、自らの治療費負担のいずれについても、同様に保険による賠償、治療費の肩代わりがなされるとすれば、過剰診療を生み出すインセンティブについて、両者間に特に有意な差があるとは思われない。ただし、少しは自らの道義的責任を感じるがあることとすれば、自身の傷害の場合のインセンティブの方がやや低くなる可能性もあろう。その他の点でも、この両者間には本質的な差は認め難いように思われるので、以下の市場モデルを使った議論では、この両者の違いがとくに問題となる側面についてのみ、必要最低限の断り書きを付しつつ、代表例として自身の傷害治療に保険が掛けられている場合を取り上げる。

単純化のために、事故傷害のタイプは、A、B いずれか1つに限られることを仮定し、事故によりA、B どちらかの傷害を受ける確率（年間）は、それぞれ100分の1、400分の1であったとする。従って、全く傷害を受けない確率（年間）は400分の395である。

Fig. 1で、横軸はA、Bに共通、等質な医療サービス量を表し、縦軸はそのサービス価格を表している。A、Bそれぞれの傷害を受けた場合に対応して、医療サービスに対する代表的個人の需要曲線は D_A 、 D_B で示される。直線Sは医療サービスの供給曲線を表し、ここでは一定値1,000円をとる限界費用曲線になっている。

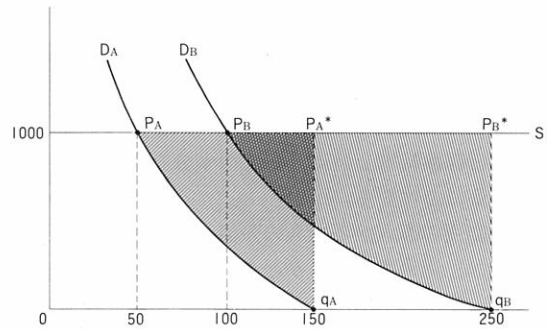


Fig.1 保険と医療サービスの市場モデル
Market economy model of insurance
and medical services

この場合、保険がないときの傷害治療費の期待値、いい換えれば、ここでの事故損失のグループ全体の平均値（年間）は、

$$(50 \times 1000 \text{円}) \times \frac{1}{100} + (100 \times 1000 \text{円}) \times \frac{1}{400} = 750 \text{円}$$

である。従って、仮に事故傷害の治療費期待値が保険の有無に全く依存することなく、客観的に決まっているとすれば、各個人から年750円の純保険料を徴収することによって、保険会社の採算は確保される。

保険に加入することにより、各個人は事前に年750円の確定額を支払うことの見合いで、最悪の場合、年10万円にも上る治療費負担を免れるわけである。問題は、保険が利用される場合、個人の医療費負担が全額保険で肩代わりされることから起こる。即ち、ここでは事故傷害を受けた場合の医療サービス需要の価格弾力性はゼロではないために、サービス単価1,000円のもとの、A、Bそれぞれに対する保険がない場合の医療サービス需要50単位、100単位は、保険が利用される結果、実際に個人が負担する医療単価がゼロになるために、それぞれ150単位、250単位に増加する。保険の利用によって、このように大幅に増加した医療サービス消費のもとでは、増加したサービスの生産のために現実必要とされ、当面、保険会社が負担することになる費用分は、加入者1人当り年額2,125円に膨れ上る。かくして増加した治療費期待値は、結局は保険加入者の負担に転嫁される以外にない。

保険がない場合の医療費自己負担の平均値750円は、保険による医療費の個人負担分低下がもたらした医療サービスの無駄使いのために大幅に上昇して、2,125円にもなったのである。社会的にみた、この場合の資源浪費の大きさは、斜線部分の面積の期待値

$$[\text{図形 } P_A Q_A P_A^* \text{ の面積}] \times \frac{1}{100} + [\text{図形 } P_B Q_B P_B^* \text{ の面積}] \times \frac{1}{400}$$

で示される。問題の2つの図形に対する三角形近似(下限)からいって、その浪費額は少なくとも1人当り年額687円と計算される。

ここでの自己負担治療の場合のサービス需要曲線を、保険なし、つまり賠償責任者負担の治療の場合のサービス需要曲線に代えるとすれば、後者の需要曲線を決めるのに必要な、適正治療レベルもしくはは正常な医療サービス需要いかんをめぐって、事故被害者と賠償責任者の間に、客観的解決の困難な交渉問題が提起されよう。以上のモデルに対応した純然たる賠償責任ケースのモデルでは、本来的に確定解を期待できない、この交渉問題の帰結なしには、保険が入ることの影響は評価できないことはいうまでもない。

ともあれ、實際上十分意味をもった賠償責任ケースについての保険の影響の評価問題は、事故被害者が自ら治療費を負担して医療サービス需要量を定める場合の需要曲線を基準にして——厳密にはそれは下限を示す需要曲線であろう——、この評価の代理値を算定することであろう。ここで必要とされる需要曲線は、事実上、先の自己傷害—自己負担ケースの需要曲線に一致するであろう。

以上から明らかなように、仮に保険対象となる交通事故の頻度や傷害の態様自体は、客観的存在として動かし難いものであったとしても、そこで起こった傷害に対してどの程度の医療サービスを使って治療を行うかは、個人の選択、価値判断に依存して、大きく動き得る。結果として、事故傷害の治療費の形で評価される事故損失額、従ってまた、保険収支の均等化に必要な適正保険料は、個人の主観的選択によっても、大きく影響を受けることになる。

いずれにしても、物的損傷の修復費にみられるようなコスト評価の客観性は、人身傷害の治療費、とりわけ神経的傷害の治療費については、到底期待できない以上、この場合の損失期待値ないし適正保険料の評価がかなりの程度恣意に流れるのは避け難いことであろう。

先の市場モデルで前提されている個人の行動様式は、効用最大化をねらう「合理的」経済人の通常行動を示すものとしては、極めて標準的なものである。問題は、直接、個別需要者が負担する医療サービス

単価がそこではサービスの生産コストを大きく下回る点にある。

さらに、事故損失費用の負担ルールに着目して考えれば、問題は保険が入ることにより、個人の事故負担額が、定額の保険料支払いの形で事前に完全に決まってしまう、そこでの医療サービス需要によって意味される現実の事故損失評価から全く切り離されてくるために、事故損失の社会的費用が事故原因者である個人の負担する損失費用を大きく上回るようになることから生じる。

その場合、個人が直接負担するコストはいずれにしてもゼロにとどまるために、医療サービスを浪費し、安易に事故率を高めてしまう姿勢は、広範囲に一般化し、早晚、保険料率の大幅アップを招くことになりかねない。

十分長期的な効果を考えた行動決定がなされる場合でさえ、「合理的」市場行動の常として、各個人が、問題の浪費は自己一人にとどまることを前提に、そしてまた、全体平均でしか現れないその浪費からの個人負担増加分は無視できるほど小さい、という認識をもって行動選択をする以上、そこでの選択に何らかの形の外的制約を課さない限り、各個人ごとの「合理的」行動選択が全体として大きな社会的非効率を生み出す状況は変わりようがない。

保険の対象が、自身の傷害治療から他人に与えた傷害への賠償責任に変わったとしても、問題の医療サービス需要の決定に何の制約も課さないという条件下では、保険がもっている、このような「社会的非効率」問題は基本的に変わらない。

さらに問題が残るとすれば、保険による浪費の便益を保険料負担者が直接享受する場合と、損害賠償請求権を使う被害者が享受する場合とで、その浪費の強さに有意差があるかどうか、という点であろう。

3. モーラル・ハザードについて

モーラル・ハザードとは、保険のない状態と比べて、保険が入った場合、もろもろの人間の要因—反応を通じて、保険の対象である事故損失の期待値が上昇する傾向があることを指している。通常の需要関数で表現できるような「合理的」経済行動からくる、先の損失評価値の上昇も、その意味のモーラル・ハザードの1つである。

もう1つのモーラル・ハザードは、このような直接的には損失の評価に関連したものは別に、保険がリスク負担感の軽減を通じて、各個人の事故防止

努力を低下させ、結果的に事故率そのものを高めてしまう可能性がある、ことである。

保険によるこのような事故率への悪影響を抑えるためには、事故原因者にかかる負担のなかに、保険によってはカバーできない何らかの非金銭的負担、例えば行政罰のようなものを折り込ませる必要がある、という考え方が出てくる。

さらに、一般の社会常識に照らしてかなり悪質、不道義と目されるような怠慢、重大な不注意の責任まで、場合によっては、保険を通じて多数個人に平均化され、共同負担されていく可能性があるのはいかんせん不合理、という見方も出てこよう。

具体例として、人件費節約のために電車站に改札口などをもたない西ヨーロッパのある国では、学生仲間に無札乗車保険のようなものがはやったことがあるとのことである。よく知り合った学生グループ内で、各人毎月一定額の「保険料」を出し合ってプールし、無札乗車をしていて減多に回ってこない検札に運悪く摘発された場合の高率の罰則金——正規運賃の20倍程度——は、そのプール資金の中から支払われる。統計的に車内検札が行われる頻度を研究し、その研究結果に基づいて無札乗車が摘発される確率を計算する。その確率の値から、プール全体の採算を確保できるような適正保険料率を算定して、各保険加入者に課していくわけである。

見ようによっては、このような保険も十分「経済合理性」をもったものといえるが、問題はやはり、その場合の運悪く無札乗車を摘発されたものに課される罰則金の負担を、通常の不可抗力的偶発事故による損失負担と同列に扱ってよいかどうか、にある。

一般に、市場機構ないし市場機構の前提となっている取引は、所有権その他の権利規定を中心とする一定の取引ルール、法制度を前提にして成り立っているものである。そこでの取引の前提となるルールに違反した行動は、それがいかに個人効用の最大化をもたらす意味で「経済合理性」をもっているものであっても、それを認めるわけにはいかない。その点では、一般社会道徳に反した悪質ルール違反によって起こされた事故の損失と、そうでない平均的人間が通常侵すような不注意、ミスのために起こった不可抗力的偶発事故による損失は、当然区別して扱うべきものであろう。

とくに、意識的に行われたルール違反による事故損失については、問題のルール違反が他に伝播し、一般化していく可能性が高い点からいっても、市場

機能に不可欠な交換秩序の維持の点で、単に違反の結果起こった事後的損失を補償負担するだけでは済まされない。

保険の対象は、やはり平均的人間にとって不可抗力的といえるような偶発事故に限られるべきものであるが、問題は「平均的人間にとって不可抗力といえる」ものかどうかの判断の決め手となる客観的基準を求めることの困難さにある。少し大事をとって、その場合の判断基準を厳しく設定すれば、保険がもつ個人リスク軽減機能は大幅に殺がれることになり、反対にその基準を甘くし過ぎると、個人の事故防止努力の低下を通じて、早晩、全体的事故率の上昇を惹き起こす懸念が生じ、極端な場合、よくいわれる保険詐欺まで誘発しかねない。

4. 強制保険の意味・功罪

最後に、強制保険の問題に一言触れておこう。いうまでもなく、現行の自賠責保険にみられる保険の強制加入制度は、被害者、加害者を含めて、自動車利用に伴う個人リスクを軽減させることを狙いとして、その保険サービスにいわゆるメリット財の位置づけを与える考え方に立っている。そして一種のカルテル制度を前提にし、原則的に個人の自由選択を否定したうえで、法律によって当該保険サービスの購入、即ち保険加入を義務づけている。補助金の役割を別にすれば、このように保険を一種のメリット財として、その購入を義務づけている点は、ちょうど教育分野における義務教育の扱いと同様な考え方もいえよう。

自動車保有者に賠償責任保険への加入を義務づけることを通じて、さもなければ期待できそうにないような大規模保険需要を確保し、結果的に統計的大数法則の助けを借りながら、各個人にかかる事故リスクの軽減ならびに保険経営の健全化、料率の安定化を図っているわけである。経済理論的にみれば、このような強制加入という手段を使った大規模需要の確保といういき方は、大数法則を通じてのリスク軽減、採算安定化という効果も含めて、保険経済固有の一種の規模経済の実現を図っているものと見ることができる。

現行自賠責保険にみられる、利用者側にサービス種別の自由選択を全く認めない一律強制という方式は、反面、それと対照的なもう1つのいき方、即ち各個人ごとにその資質、選択に応じて、自由選択的にサービス需要を決めるようないき方を通じて、社

会全体としても、より効果的にリスク軽減を達成していく可能性を全く排除することになる。

一般に、この種の「強制」ないし「カルテル制度」を前提に成り立っている公的組織体の運営に起こりがちなことであるが、自賠責保険特別会計の運営についても、客観情勢の変化、多様性に対するきめ細かい弾力的対応の遅れ、拙さ等は、先ごろ料率改定が提案された際にも、各所で指摘されたところである。

具体的には、例えば異なったりリスク・グループ間の料率格差の適正化ないしはある範囲のメリット・システムの導入を考え、さらに、ある程度不可避免的に起こって採算計画を狂わす「予測誤差」に有効に対処していくために、より積極的な運用益の活用、変動準備金制度の利用などを考えながら、少なくとも

も2、3年を採算単位期間とする弾力的な採算確保システムの導入を図ることなどは、早急に検討を要すべき重要課題の一部と思われる。

参考文献

- 1) Arrow, K. J. : Uncertainty and the Welfare Economics of Medical Care, American Economic Review, 1963
- 2) Arrow, K. J. : The Economics of Moral Hazard — Further Comment, American Economic Review, 1968
- 3) Pauly, M. V. : The Economics of Moral Hazard — Comment, American Economic Review, 1968
- 4) Musgrave, R. A. : The Theory of Public Finance—A Study in Public Economy, 1959